

御代田町農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

1人

規則第2条※	担当区域	募集人数
第2号	大字御代田	1人

※御代田町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則

2 任用期間

平成30年2月1日から平成32年7月19日

3 職務内容

- (1) 定例会に出席し、農地利用の最適化等に関する意見を述べる
- (2) 農地利用の最適化推進に係る指針の策定・変更に係る意見を述べる
- (3) 農地の権利移動、農地転用許可等に係る現地調査
- (4) 遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積、違反転用の防止等における現地調査、指導、監視業務

4 委員報酬

月額17,000円

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委嘱時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として町内に住所を有する者
- (2) 町が設置する附属機関等の委員でない者
- (3) 他の法律で兼職が禁じられていない者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により、御代田町産業経済課農政係までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

提出書類

区長が推薦する場合	様式第1号
団体又は法人が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

7 募集期間

平成 29 年 12 月 1 日（金）から平成 29 年 12 月 28 日（木）【期間内必着】

※持参する場合は、役場開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。

8 選任方法

御代田町農業委員会総会において、提出された書類をもとに推薦を受けた者、応募者の選考を行います。（必要に応じて面接を行うことがあります。）

9 推薦及び応募に係る情報の公表

農業委員会等に関する法律の規定に基づき募集期間の中間及び終了後に御代田町ホームページ及び御代田町役場前掲示場で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をした者の氏名、住所、職業、年齢及び性別（推薦をした者が団体である場合は名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体等の性格を明らかにする事項）
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、住所、職業、年齢、性別、担当区域、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦又は応募の理由
- (4) 推薦を受けた者又は応募した者が、農業委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (5) 担当区域ごとの推薦を受けた者の数
- (6) 担当区域ごとの応募した者の数
- (7) その他必要と認める事項

10 推薦及び応募に係る書類の提出先、問合せ先

〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字御代田 2464 番地 2

御代田町産業経済課農政係

電話 0267-32-3113

FAX 0267-32-3929